

監査報告書

令和7年5月13日

学校法人 峯徳学園
理 事 会 御 中
評 議 員 会 御 中

学校法人 峯徳学園

監 事

新海今朝巳 

監 事

田浦宏己 

私たちは、学校法人 峯徳学園の監事として、私立学校法第37条第3項の規定に基づいて、同学園の業務の状況、理事の業務執行の状況並びに令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における計算書類「資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び付属明細表（基本金明細表、固定資産明細表、借入金明細表）」について監査を行いました。

監査にあたり、理事会及び評議員会の出席し、理事から業務の報告を聴取し、関係資料を閲覧するとともに、会計監査人から会計監査の報告及び説明を受け、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施した。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。また上記の計算書類は、学校法人会計基準（文部省令第18号）に準拠して、学校法人 峯徳学園の令和7年3月31日現在の財務状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。